資料４

子ども第三の居場所整備事業について

１．目的

（１）学習・生活習慣等支援

家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食育支援を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に行うことを目的とする。

（２）放課後等の子どもの居場所支援（準児童センター）

放課後等の子どもの居場所が少ない地域の児童等に健全な遊びの場を与え、健康を増進するとともに、豊かな情操の育成を図ることを目的とする。

２．対象児童等

（１）学習・生活習慣等支援

市内に住所を有する家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

（２）放課後等の子どもの居場所支援（準児童センター）

１８歳未満の児童、未就学児（保護者同伴）、子育てサークル活動や相談巡回業務の利用

３．名称・住所

名称未定

北広島市西の里北１丁目２番地３（旧北洋銀行西の里支店のＡＴＭを除く部分）

４．利用時間等案

月曜日～土曜日　９：３０～１８：３０

日曜日、祝日及び年末年始　休館

※学習・生活習慣等支援の対象者は送迎あり

※利用料は原則無料

５．活動内容案

（１）学習・生活習慣等支援

①安心・安全な居場所の提供（遊び、レクリエーション活動、読書活動　等）

②生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）

③学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

④食育の支援（調理実習、食事のマナー、食器の片づけ、食材選びのサポート等）

⑤課外活動の提供（農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）

⑥その他（関係機関との情報共有等を通じて気づきの相互連携ネットワークの構築）

（２）放課後等の子どもの居場所支援（準児童センター）

①遊び、レクリエーション活動、読書活動、ビデオ鑑賞、学習サポート等

②子育て支援サークルや子どもの権利巡回相談等の場の提供

６．その他

事業に必要な有資格職員の配置や利用者の受入れに応じて柔軟なシフトを組む等の必要性があることから、専門性の高い事業者への委託を検討